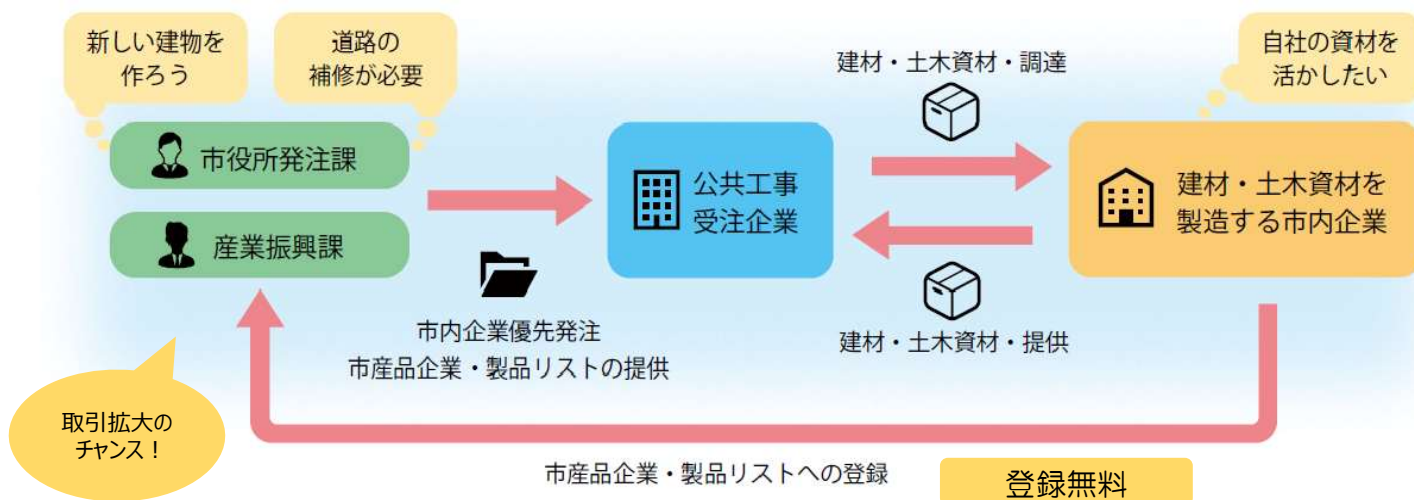


地域の  
未来をつくる  
チャンス！

# 川口市産品公共工事活用促進制度 をご利用ください！

川口市では、市内で製造・生産された産品を公共工事で活用する取り組みを進めています。  
地元産品の利用は、地域の雇用や産業の維持・発展につながり、まちの力を育てます。  
ぜひ「川口市産品公共工事活用促進制度」をご活用ください。

## 制度のしくみ



01

## 市産品企業・製品リストを活用する

川口市産品の活用は、地域経済への波及効果に加え、調達・連携のしやすさによる工期管理の面でもメリットがあります。  
公共工事における材料・製品等の選定時には、「市産品企業・製品リスト」をご参照のうえ積極的な活用をご検討ください。



02

## 市産品企業・製品リストに登録する

工事における市内産品の活用促進を目的に、「川口市産品公共工事活用促進制度」を運用しています。公共工事での活用が見込まれる資材・製品・工法等について登録を受け付けておりますので、対象となる事業者の皆さまはぜひご検討ください。



リストは  
こちらから！

地元の  
資材・製品が  
まちをつくる



登録の要件や申請の方法の  
詳細は裏面をご覧ください

## 登録できる企業

次に規定する「市産品」を製造・生産する製造業、緑化産業とします。

## 市産品の定義

- (1) 本店または本社（以下、「本店等」という。）が川口市内に所在し、その企業の直営工場または圃場（以下、「直営工場等」という。）で製造（生産）されたもの。
- (2) 本店等が川口市外に所在し、川口市内に所在する直営工場等で製造（生産）されたもの。
- (3) その他、本市に所在する産業支援機関又は川口市中小企業振興条例第2条第2号に規定する中小企業団体に所属する企業において製造（生産）されたもの。ただし、建材に関しては、販売されたものを含む。

## 登録申請の方法

申請は簡単！

次の書類を、下記の担当あて提出してください。なお、不明な点などがございましたらご連絡ください。

- (1) 川口市公共工事活用促進制度登録申請書
  - (2) 【別紙】製造資材分類表
  - (3) 本店等及び直営工場等の所在が確認できる資料
  - (4) 製造している製品及び規格等について確認できる資料（カタログ等）
- ※ (1) (2) の書類については市のHPからダウンロードできますのでご利用ください。

【URL】<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/030/sinaikeizai/5655.html>

（または「**川口 公共工事**」で検索）



## 提出・問い合わせ先

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市産業振興課工業振興係

T E L : 048-259-9019(直通) F A X : 048-258-1161

Mail : 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp